

目 次

概要

1 設立経緯	3 - 3
2 設置目的	3 - 3
3 事業の概要	3 - 3
4 平成15年度の主な事業実績	3 - 3
5 施設の概要	3 - 4
6 組織	3 - 5
7 県との関係	3 - 6
8 財務の状況	3 - 7

実地監査年月日

実地監査年月日	3 - 11
---------------	--------

監査結果 指摘事項

(事業実施のための事務について)

1 林業就業促進資金貸付事業における貸付金の一時償還事由について(共通)	3 - 11
--	--------

(会計事務について)

2 貸付金の会計処理について	3 - 13
3 計算書類総括表改善の必要性について(共通)	3 - 13

意見

(事業実施のための事務について)

1 森林整備機械化推進事業におけるリース使用期間実態の把握について	3 - 15
---	--------

(会計事務について)

2 補助簿の記帳方法について	3 - 15
3 貸借対照表における投資有価証券の表示について	3 - 16
4 人件費の計算書類上の表示について(共通)	3 - 16
5 計算書類の注記事項について(共通)	3 - 16

(県と出資団体との関係について)

6 県派遣職員に対する人件費負担のあり方について(共通)	3 - 16
------------------------------------	--------

(財)群馬県森林・緑整備基金

(管理運営状況について)

7	理事会の強化について(共通)	3 - 16
8	中長期経営計画について(共通)	3 - 17
9	人事運用の自立化について(共通)	3 - 17
10	人件費抑制施策について(共通)	3 - 17
11	行政コスト計算書の作成と活用について(共通)	3 - 17

(出資団体のあり方について)

12	基金運営の今後のあり方について	3 - 19
----	-----------------	--------

財団法人 群馬県森林・緑整備基金

概要

1 設立経緯

森林や緑は、木材の生産をはじめ、水源のかん養、国土の保全、快適な生活空間の形成等、私たちに限りない恵みを与えてくれる。

財団法人 群馬県森林・緑整備基金（以下「基金」という。）は、県土全域にわたる林業・緑の維持、造林等を進め、森林や緑に包まれた潤いのある郷土群馬を築くため、県民全体の参加と協力を得ながら、森林の整備及びこれを支える林業労働力の安定的確保等を行い、森林・林業の活性化と県民福祉の向上を目的として、寄附金、緑化協力金をはじめとして県、企業局の出捐により平成2年7月に設立された。

その後、林業労働力の確保を一体的、総合的に支援していくため、地域の林業関係者の総力を結集しうる公益法人として、林業労働力の確保の促進に関する法律に基づき平成10年3月26日付けで群馬県林業労働力確保支援センターとして指定を受け、業務を行っている。

2 設置目的

基金は、森林や緑に包まれた潤いのある郷土群馬を築くために、森林の整備及びこれを支える林業労働力の確保並びに緑化の推進を行うことにより、森林及び林業の活性化を図り、もって県民福祉の向上に寄与することを目的とする。

3 事業の概要

基金は、上記の目的を達成するため、次の事業を行っている。

- (1) 森林の育成・整備に関する事業
- (2) 林業労働力の安定的確保に関する事業
- (3) 緑化推進に関する事業
- (4) 森林及び林業の活性化に関する事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

4 平成15年度の主な事業実績

(単位：千円)

事業名	事業概要	決算額
(1)小規模集材架線事業 (基金事業)	森林組合、素材生産組合等が機械集材装置または運材索道により集材または運材することを目的として小規模集運材架線を架設・撤去するために要する費	4,596

(財)群馬県森林・緑整備基金

	用に助成する。5団体18件。	
(2)緑化推進事業 (基金事業)	緑豊かな郷土群馬を築くため、社団法人群馬県緑化推進委員会が行う緑化啓発及び環境緑化事業に要する経費に助成する。苗木配布3,914本、木製樹木ラベル作成配布1,500枚。	2,500
(3)山林用優良苗木計画 生産推進事業 (基金事業)	群馬県山林種苗緑化協同組合が優良苗木を計画的に生産し、苗木の円滑供給体制を図り、健全な森林を造成するのに要する経費に助成する。生産者20人。	1,000
(4)林業就業促進資金貸 付事業 (センター事業)	林業労働力確保の促進に関する法律第12条第2号及び第3号により支援センターが行う業務とされ、新たに林業に就業する者やそれを雇用する認定事業主に対して就業準備や就業に必要な研修に要する資金を無利子で貸し付ける事業。貸付残高3,710千円。	2,010
(5)高性能林業機械借用 補助 (センター事業)	県内の林業事業者等を対象に林業施業に必要な機械を貸付けることにより、事業者の経費の削減、経営体質の強化を図る。12事業者、26件、14機種。	3,812
(6)森林整備担い手対策 事業 (センター事業)	林業従事者の高度技能習得のため、知事が認めた研修に参加させた事業者に対して、賃金の一部を助成する。17事業者、28名、463日。	2,315
(7)基幹林業就業者等養 成事業 (センター事業)	林業従事者に対して、林業施業に必要な基礎的技能の習得及び中核的な林業技術者を養成するため、各種安全技能講習等の研修実施。26名、42日。	2,023
(8)就業前研修事業 (センター事業)	失業者等で新たに林業従事を希望する者に、林業の基礎的な研修を実施。85名、8日。	2,648
(9)厚生労働省受託事業 (センター事業)	林業労働力確保のための雇用情報収集・提供及び林業事業者に対する経営改善、労働安全衛生を確保するための諸事業の実施。	7,186

5 施設の概要

(所有者：群馬県)

施設名	基金事務所
設置・開設	平成2年7月1日
施設所在地	北群馬郡榛東村大字新井2935(平成10年4月1日から)
事務所床面積	46.98 m ²
平成15年度賃借料	無償

6 組織

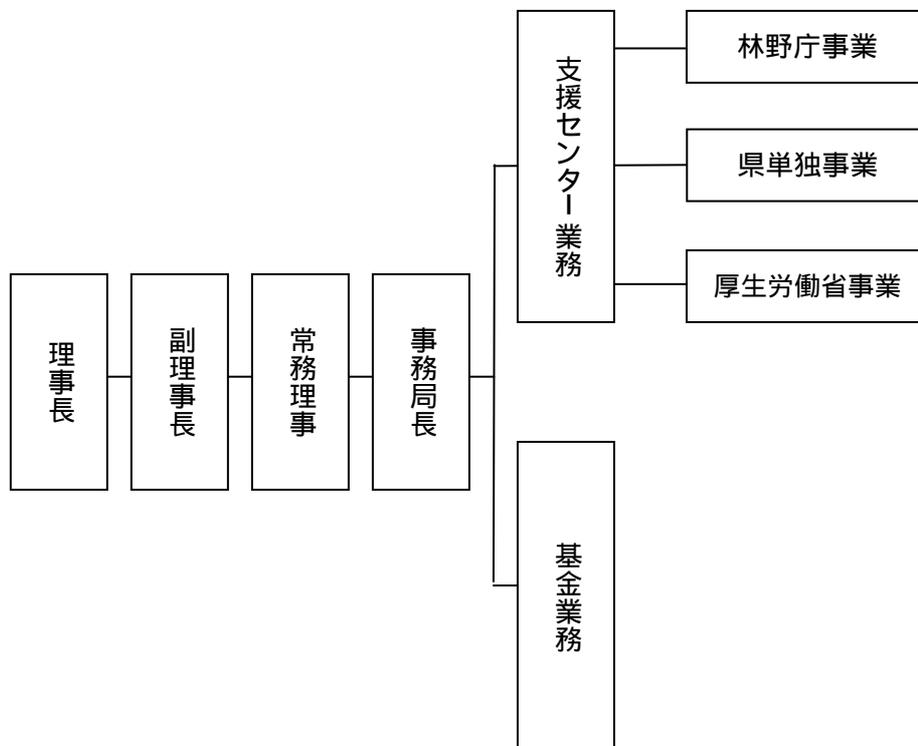
(1)人員構成

(平成16年3月31日現在)(単位:人)

区分	一般	県現職	県派遣	県退職者	嘱託臨時	合計
役員	理事長	0(0)	1(1)	0(0)	0(0)	1(1)
	副理事長	0(0)	1(1)	0(0)	0(0)	1(1)
	常務理事	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	1(0)
	理事	7(7)	0(0)	0(0)	0(0)	7(7)
	監事	0(0)	2(2)	0(0)	0(0)	2(2)
	小計	7(7)	4(4)	1(0)	0(0)	12(11)
職員	事務局長	0	0	0	1	1
	その他	0	0	1	0	3
	小計	0	0	1	1	5
合計	7(7)	4(4)	2(0)	1(0)	3(0)	17(11)

補足事項... ()内は、非常勤役員数である。

(2)組織図



7 県との関係

(1) 出資

(単位：千円)

出資先	平成13年度	平成14年度	平成15年度
群馬県	550,000 (40.8%)	550,000 (40.0%)	550,000 (39.5%)
企業局	30,000 (2.2%)	30,000 (2.1%)	30,000 (2.1%)
緑化協力金	750,912 (55.8%)	779,348 (56.7%)	795,386 (57.2%)
チャリティゴルフ	8,632 (0.6%)	8,632 (0.6%)	8,632 (0.6%)
寄附金	5,470 (0.4%)	5,470 (0.3%)	5,470 (0.3%)
合計	1,345,014 (100%)	1,373,450 (100%)	1,389,488 (100%)

補足事項... () は、出資比率である (小数点2位以下は切捨て)。

(2) 県からの補助金

(単位：千円)

所管課	補助の内容	平成13年度	平成14年度	平成15年度
林政課	運営費補助	2,890	21,499	21,098
	担い手対策	4,201	4,394	2,315
	高性能林業機械	5,000	5,600	3,750
合計		12,091	31,493	27,163

補足事項... 運営費補助金はほとんどが人件費相当分である。平成13年度までは県派遣職員(2名分)の人件費は、県から直接支給されていたが、平成14年度からは基金で全額支給しているため、補助金の額に含まれている。

(3) 県からの委託料

(単位：千円)

所管課	委託の内容	平成13年度	平成14年度	平成15年度
林政課	林業従事者実態調査	460	3,524	441
合計		460	3,524	441

補足事項... 平成14年度は5年に1度の全数調査の年度に当たったので多額になっている。

8 財務の状況

基金の計算書類は、一般会計と特別会計（支援センター、林業就業促進資金貸付事業）に分かれているが、便宜上総括表のみ記載し、また科目についても要約して表示してある。

(1) 収支計算書総括表

(単位:千円)

科 目	平成13年度	平成14年度	平成15年度	-
基本財産収入	36,212	28,436	16,037	-12,398
基本財産運用収入	12,611	18,614	19,343	728
事業収入	6,429	13,317	10,183	-3,133
補助金収入	18,107	34,703	30,600	-4,103
退職給与引当金取崩し	1,380	0	0	0
その他の収入	360	556	242	-313
当期収入合計	75,100	95,627	76,407	-19,220
前期繰越収支差額	10,596	9,387	9,823	435
収入合計	85,697	105,015	86,230	-18,784
管理費	4,853	5,076	3,524	-1,551
人件費	2,471	2,662	2,657	-4
退職金	1,380	0	0	0
その他	1,002	2,414	867	-1,547
事業費	35,209	59,978	50,384	-9,593
基金事業	10,672	11,435	9,358	-2,076
林野庁事業	6,016	6,291	5,048	-1,242
県単事業	12,551	35,187	28,791	-6,396
労働省事業	5,970	7,064	7,186	122
特定預金支出	36,246	28,436	16,037	-12,398
就業促進貸付金支出	0	1,700	2,010	310
その他の支出	0	0	4	3
当期支出合計	76,309	95,191	71,961	-23,230
当期収支差額	-1,208	435	4,445	4,010
次期繰越収支差額	9,387	9,823	14,269	4,445

(2) 正味財産増減計算書総括表

(単位:千円)

科 目	平成13年度	平成14年度	平成15年度	-
資産増加額	36,212	30,572	22,493	-8,078
当期収支差額	0	435	4,445	4,010
基本財産増加額	36,212	28,436	16,037	-12,399
林業就業促進資金貸付金	0	1,700	2,010	310
負債減少額	1,380	0	0	0
退職給与引当金取崩額	1,380	0	0	0
増加額合計	37,592	30,572	22,493	-8,079
資産減少額	2,590	0	0	0
当期収支差額	1,210	0	0	0
退職給与引当預金取崩額	1,380	0	0	0
減少額合計	2,590	0	0	0
当期正味財産増減額	35,002	30,572	22,493	-8,079
前期繰越正味財産額	1,313,390	1,348,401	1,378,973	30,572
期末正味財産合計額	1,348,392	1,378,973	1,401,467	22,494

補足事項... 計算書類の作成方法に誤りがあり、年度繰越額及び貸借対照表期末正味財産額との整合性がとれていない。

(3) 貸借対照表総括表

(単位:千円)

科 目	平成13年度	平成14年度	平成15年度	-
資産の部				
流動資産	11,698	22,899	24,244	1,344
現金預金	7,006	11,418	17,659	6,241
未収金	4,691	8,548	6,584	-1,963
貸付金	0	2,933	0	0
固定資産	1,345,013	1,375,150	1,393,197	18,047
基本財産	1,345,013	1,373,450	1,389,487	16,037
基本財産積立預金	1,345,013	1,373,450	1,389,487	16,037
その他の固定資産	0	1,700	3,710	2,010
林業就業促進資金貸付金	0	1,700	3,710	2,010
資産合計	1,356,711	1,398,049	1,417,441	19,392
負債の部				
流動負債	8,319	16,009	9,974	-6,034
未払金	7,860	12,627	9,579	-3,047
預り金	190	448	395	-53
仮受金	269	0	0	0
借入金	0	2,933	0	-2,933
固定負債	0	6,000	6,000	0
林業就業促進資金借入金	0	6,000	6,000	0
負債合計	8,319	22,009	15,974	-6,034
正味財産の部				
正味財産	1,348,392	1,376,040	1,401,467	25,426
正味財産合計	1,348,392	1,376,040	1,401,467	25,426
負債及び正味財産合計	1,356,711	1,398,049	1,417,441	19,392

補足事項...計算書類の作成方法に誤りがあり、正味財産増減計算書期末正味財産額との整合性がとれていない。

(4) 重要な会計方針

退職給与引当金	自己都合による期末退職給与の要支給額に相当する金額を全額計上するが、対象者がいないため引当金残高はゼロである。
資金の範囲	資金の範囲には、現金預金、未収金、未払金、預り金及び仮受金を含めている。
消費税等の会計処理	消費税等の会計処理については、税込経理方式を適用している。

(5) 基金造成実績及び運用状況の推移

(単位:千円)

年 度	基 金 造 成 実 績						運用益
	県出捐	企業局	緑化協力金	チャリティ ゴルフ	寄附金	合 計	
平成 2	200,000	30,000	59,798	1,154	46	290,999	11,993
平成 3	100,000	0	65,156	1,302	313	166,772	28,912
平成 4	150,000	0	68,525	1,355	13	219,893	30,189
平成 5	100,000	0	76,281	1,020	1,852	179,153	28,774
平成 6	0	0	79,162	1,020	8	80,191	18,563
平成 7	0	0	66,632	1,000	835	68,467	12,593
平成 8	0	0	67,462	930	2,271	70,664	6,667
平成 9	0	0	63,347	850	100	64,297	9,317
平成 10	0	0	61,342	0	28	61,371	12,325
平成 11	0	0	56,918	0	0	56,918	11,146
平成 12	0	0	50,072	0	0	50,072	12,893
平成 13	0	0	36,212	0	0	36,212	12,611
平成 14	0	0	28,436	0	0	28,436	18,614
平成 15	0	0	16,037	0	0	16,037	19,343
合計	550,000	30,000	795,386	8,631	5,470	1,389,487	233,945

補足事項...緑化協力金は、一般ゴルファーが1日1人50円の負担をし、各ゴルフ場が集約して送金する制度であるが、平成6年度(79,162千円)をピークに漸減傾向にある。景気の動向に連動するようにゴルフブームも沈静化し、各ゴルフ場の経営も危機に陥っていることから、ピーク時には40件以上あった募金先も平成15年度末にはわずか8件になってしまった。このままで推移するとあと数年後には緑化協力金は皆無になることが懸念される。チャリティゴルフも同様に平成10年度以降途絶えてしまった。

(6)収支の状況及び財政状態について

収支の状況について

平成 13 年度から平成 14 年度にかけての補助金収入の増加(16,596 千円)は、県補助金増加 19,402 千円及び国庫(林野庁)予算縮小 2,806 千円によるものである。

県補助金は、従来県派遣職員(2 名分)の人件費が県から直接支給されていたが、派遣法の施行に伴い、平成 14 年度からは基金で全額支給し、県補助金で補填する制度に変更になったためである。なお、人件費は事業費として経理されている。

平成 13 年度の退職金 1,380 千円は前事務局長(県退職者)の退職に伴う支給であり、要支給額の全額を引当金計上してあったものである。

県人事課長通知(平成 14 年 3 月 8 日)により平成 14 年 4 月 1 日以降、県退職者に対しては公社・事業団からは退職手当が支給できなくなったが、上記退職金は平成 14 年 3 月 31 日以前の在籍期間に対応する額である。

なお現在では、退職金規程はあるが対象者がいないため、退職給与引当金はゼロである。

財政状態について

財政状態は良好であり、平成 16 年 3 月 31 日現在以下の指標であり、懸念材料はない。

正味財産	1,401,467 千円
資産合計	1,417,441 千円
(内現金預金	1,407,146 千円)
自己資本比率	98.9 %

実地監査年月日

平成 16 年 8 月 24 日及び平成 16 年 8 月 25 日

監査結果 指摘事項

監査を実施した範囲内において、事業の運営は設置目的に従い、出納その他の事務もほぼ適正に処理されていたが、留意すべき次の事項が認められた。

(事業実施のための事務について)

1 林業就業促進資金貸付事業における貸付金の一時償還事由について(共通)

林業就業促進資金貸付事業において、貸付金の一時償還請求すべき事由が発生しているにもかかわらず、請求行為がなされていない事例が見受けられたので改善する必要がある。

(現状及び問題点)

「林業就業促進資金借用証書特約条項」第一条(一時償還)では以下のとおり規定されている。

「林業就業促進資金の貸付を受けた者(以下「乙」という。)は、(財)群馬県森林緑・整備基金(以下「甲」という。)が、次のいずれかに該当すると認め、債権の全部または一部につき一時償還の請求をした場合には期限の利益を失い、償還期日(分割支払いの場合の各支払の期日を含む。以下同じ。)にかかわらず、直ちに債務の全部または一部を弁済するものとする。(1)乙が償還期限内に離職したとき及び乙が認定事業主の場合は、当該資金を支給する者が離職したとき。」

一時償還請求すべき事由(当該資金を支給する者が離職したとき)が発生しているにもかかわらず、請求行為がなされていない。

現在の貸付金の実行は以下の2件であるが、いずれも有期(翌年1月31日)臨時の雇用であることが申請段階から明確であり、計画どおりであるとすれば、一時償還の請求行為が実行されていなければならない。事実の確認行為もなされていない。

(1) 貸付先：A森林組合

金額：1,700千円

目的：平成14年7月から平成15年1月31日までの有期雇用12人。

ただし、事業完了年月日：平成16年1月31日(すなわち、有期・臨時作業員である...事業計画書より)。

期間：平成14年8月8日～平成27年7月31日(4年間据置き、13年償還、無利子)
平成15年1月31日に一時償還請求をすべきであるが、貸付実行中(据置き

期間中)。

(2) 貸付先：同上

金額：2,010千円

目的：平成15年7月から平成16年1月10日までの有期雇用12人。

ただし、事業完了年月日：平成16年1月31日(すなわち、有期・臨時作業員である...事業計画書より)。

期間：平成15年8月6日～平成28年7月31日(4年間据置き、13年償還、無利子)
平成16年1月10日に一時償還請求をすべきであるが、貸付実行中(据置き期間中)

また、上記2案件は、審査段階でも全く問題視されずに実行されているが、事業計画は、離職を前提としているのであるから、審査実務上以下の問題点が考えられる。

(1) 償還計画の妥当性を「適」と判定しているが、有期であるから、期限内に全額償還の計画でなければ「適」とは言えない。

(2) 同様に据え置き期間も「適」ではないはずである。

(3) そもそも臨時雇いは対象にしていらないと思われるので、貸付金額の必要性についても「適」とは言えない可能性もある。

(改善策)

上記2案件は、審査段階でも全く問題視されずに実行されており、また、一時償還事由についても考慮されていない。要綱・規程等を十分理解することが必要である。

延滞利息の起算日を確定させるためにも早急に一時償還への移行手続を実施すべきであり、債権の保全に十分な注意を払う必要がある。

また、定期的に離職の状況等を通知させる(通知義務を課す)必要がある。

(参照 共通監査結果の項1-13頁)

(会計事務について)

2 貸付金の会計処理について

就業促進資金貸付金の収支計算上の会計処理につき、その返済額は補助金等収入で、貸付額は事業費で処理しているが、不適切な表示であるので是正されたい。

(現状及び問題点)

林業就業促進資金貸付事業に伴う貸付金返済額は補助金等収入で、貸付額は事業費で処理している。これは、基金会計規程別表第3「支援センター・収支計算書勘定科目」の記載に則った会計処理であるが、不適切な表示である。

(改善策)

貸付金の増減額は、補助金収入等または事業費等ではなく、別科目として表示されるべきであり、是正を要する。

また、基金会計規程別表第3「支援センター・収支計算書勘定科目」も改正を要する。

3 計算書類総括表改善の必要性について(共通)

基金は、支援センター、林業就業促進資金貸付事業につき特別会計を行っているが、その範囲及び計算書類の総括表に整合性がとれていないので改善する必要がある。

(現状及び問題点)

- (1) 基金は、支援センター、林業就業促進資金貸付事業につき特別会計を行っているが、寄附行為第9条では区分経理する業務として以下のものを掲げている。

林業労働力確保支援センター

林業雇用改善促進事業

林業就業促進資金業務

この内、林業雇用改善促進事業については、支援センターの特別会計に含まれて処理されており、特別会計として区分して経理されていない。

- (2) 計算書類の総括表(総括収支計算書)の会計区分は以下のとおりである。

基金

支援センター事業...林野庁事業・県単事業・就業促進貸付・労働省事業

この区分は特別会計の区分と合致しない。

- (3) 総括収支計算書以外の総括表(総括正味財産増減計算書及び総括貸借対照表)については会計区分別表示がなく、一括して作成されている。

(財)群馬県森林・緑整備基金

- (4) 計算書類の総括表作成方法として内部振替取引(各会計単位間取引)の精算欄がなく、内部取引の消去が行われておらず、両建て表示になっている。また、その開示もない。
- (5) 総括正味財産増減計算書の作成方法につき誤りがあり、表自体が誤った結果になっている。具体的には、当期収支差額の転記記入及び貸付金増減額の記入に誤りがある。

(改善策)

- (1) 特別会計の範囲は寄附行為第9条に基づき設定されるべきである。すなわち、林業雇用改善促進事業についても、特別会計が必要である。
- (2) 計算書類の総括表(総括収支計算書)の会計区分が特別会計の区分と合致していないが、その整合性を見直す必要がある。
- (3) 総括収支計算書以外の総括表(総括正味財産増減計算書及び総括貸借対照表)についても特別会計ごとの会計区分が必要である。
- (4) 総括表を作成するに当たっては、法人の収支規模及び総資産額等を適正に表示するため内部取引を消去または開示することが望ましい。
- (5) 総括正味財産増減計算書の作成方法を改善されたい。

以上、特別会計の範囲について見直すとともに、計算書類の総括表の正確な作成を期されたい。総括表は、法人全体としての収支及び財産の状況を明らかにするために重要なものなので、公益法人会計基準に則って、正確に作成する必要がある。

また内部取引項目は消去または開示することが望ましい。

(参照 共通監査結果の項1-14頁)